

設 計 書

工 種	令7教総施	課		課長補佐		主席主査		施設担当			
委 託 番 号	第 5 3 号	長									
年 度	令和 7 年度								作成年月日	令和 7 年 5 月 1 9 日	
委 託 名	秋田市立旭川小学校ほか9校 防火設備定期検査業務委託								対 象 校：小学校6校 中学校4校 計10校		
									対象設備：防火扉、防火シャッター		
履 行 場 所	秋田市手形字才の浜63番地ほか										
設 計 金 額											
財 源 区 分											
履 行 期 間	令和 7 年 1 0 月 3 1 日 まで										

小中学校防火設備定期検査業務委託仕様書

本仕様書は、建築基準法第12条に基づき、秋田市の管理する小中学校に設置された防火設備（以下「委託設備」という。）の定期検査および報告書の作成を行うにあたっての基準を定めたものである。

業務実施にあたっては、関係法令を遵守し、併せて委託者の指示によるところとし、火災発生時に安全な避難経路の確保を行う防火設備の機能が正常に作動するか検査しなければならない。

1 業務実施計画

受託者は、業務実施にあたって、各学校ごとの実施予定日を示した「実施計画書」を作成し、委託者に提出するものとする。なお、特別な事由により実施日の変更の必要があるときは、委託者の承認を得るものとする。また、委託者の都合により実施日に変更があるときは、委託者は、事前に受託者へ連絡するものとする。

2 責任者の選定

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、従事者の中から監督者（現場代理人）、同代務者を各1名を選任し、「様式第1号」により速やかに委託者へ提出すること。

3 検査資格者

業務を遂行するにあたり、下記のいずれかの資格を有している者を雇用しており、検査員として本業務に従事させることができること。

- (1) 一級建築士又は二級建築士
- (2) 防火設備検査員

4 委託業務内容

受託者は、委託設備の機能保持のため、建築基準法に基づき防火設備の定期検査および報告書の作成を行うこと。

- (1) 本業務対象施設は別表「業務実施校一覧」のとおりとする。
- (2) 本業務は仕様書に基づき行うこと。また、本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年度版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。
- (3) 本業務は関係法令に基づき、通常開放されていて火災時に煙感知器や熱感知器が作動して閉鎖する防火扉、防火シャッター等について検査を行い、その結果を報告すること。
- (4) 業務を実施するにあたり、自動火災報知設備と連動させた動作が必要となることから消防設備を操作できる消防設備士等有資格者も配置し行うこと。なお、消防設備を操作できる有資格者が自社にいない場合は、再委託による配置も可とする。
- (5) 受託者は、業務中に発生した不具合については、委託者および当該学校担当者に速やかに報告し必要な応急措置を行うこととし、応急処置の費用は、業務委託金額に含むものとする。また、異常の原因を調査し、再発防止に必要な措置についても委託者に報告すること。
- (6) 業務中に発生した不具合箇所の修繕に関しては、別途協議するものとする。

5 報告等

受託者は、前項に定める業務を行った時は、速やかに委託者に対し下記のとおり成果品を提出すること。また、様式については行政庁に提出するものに準じる。

- (1) 定期検査報告書 2部
- (2) 検査結果表 2部
- (3) 検査結果図（A3版） 2部
- (4) 関係写真（検査結果に基づき必要写真を作成する） 2部
- (5) 上記の電子データ（電子データの保存媒体および保存形式は監督員の指示による） 1部

6 安全の保持

受託者は、業務の実施に当たって、受託者の従業員および第三者、児童生徒等に対する事故防止に留意すること、万一事故が発生した場合は、秋田市に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。

7 その他（留意事項）

- (1) 業務に従事する者は、常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。
- (2) 受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。
- (3) この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

様式第 1 号

課 長	課長補佐	主席主査	施設担当	担 当

監督者（現場代理人）届

（宛先）秋田市長

令和 年 月 日

住 所
請 負 者
氏 名

監督者（現場代理人）を下記のとおり定めたので通知します。

委 託 名			
委 託 場 所			
契 約 金 額			
契約年月日	令和 年 月 日		
技術者分類	技 術 者 氏 名	所持資格	備 考
監督者 （現場代理人） 氏 名	ふりがな		連絡先電話番号
代務者氏名	ふりがな		連絡先電話番号

別表1 業務実施校一覧

秋田市立旭川小学校ほか9校防火設備定期検査業務委託

			防火扉	防火シャッター
			枚数	枚数
小学校	1	旭川小学校	14	13
	2	高清水小学校	11	32
	3	外旭川小学校	10	12
	4	八橋小学校	10	14
	5	泉小学校	9	9
	6	寺内小学校	0	23
	小学校計		54	103
中学校	1	秋田東中学校	10	11
	2	外旭川中学校	10	8
	3	泉中学校	33	2
	4	将軍野中学校	6	12
	中学校計		59	33
小中学校計			113	136

【備考】

※ 防火扉の数え方について、観音開きは2枚、親子扉は1枚とする